奄美市総合教育会議運営要領 (案)

(趣旨)

- 第1条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第1条の4第9項の規定に基づき、奄美市総合教育会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定める。 (会議の招集等)
- 第2条 市長は、法第1条の4第3項の規定により会議を招集しようとすると きは、あらかじめ会議の日時及び協議又は調整に係る事項を教育委員会へ通 知するものとする。

(会議の進行)

第3条 会議の進行は、総務部長が行うものとする。

(会議の非公開)

第4条 法第1条の4第6項ただし書の規定による非公開の決定は、会議が開始される前にあっては市長が、会議の中途にあっては会議が、それぞれ決定する。

(会議の傍聴等)

- 第5条 会議を傍聴する者(以下「傍聴人」という。)は、傍聴人受付簿に自己 の氏名及び住所を記入し、係員の指示により傍聴席に着かなければならない。
- 2 市長は,必要があると認めるときは,傍聴人の数を制限することができる。
- 3 傍聴人は、会議場で次に掲げる事項をしてはならない。ただし、報道機関 その他の者があらかじめ市長に許可を受けて行うものは、この限りでない。
 - (1) みだりに傍聴席を離れること。
 - (2) 私語,談話,拍手等をすること。
 - (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。

- (4) 鉢巻き、腕章等の着用、旗、プラカード等の掲示その他の示威的行為を行うこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行うこと。
- (6) 飲食又は喫煙をすること。
- (7) その他会議の妨害となるような挙動をすること。
- 4 傍聴人は、会議の中途において会議が非公開とされたときは、速やかに退場しなければならない。
- 5 市長は、傍聴人が前2項の規定に違反するときは、これを退場させること ができる。

(議事録)

- 第6条 市長は、会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、非公開とした 部分を除き、これを公表するものとする。
- 2 前項の公表は、奄美市の公式ホームページにおいて行う。

(事務局)

第7条 会議の事務局を総務部総務課に置く。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会議で定める。

附則

この要領は、平成27年6月8日から施行する。